

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 標準専任媒介契約約款 標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(1) 専任媒介契約書 専任媒介契約書</p> <p>2 媒介に係る業務 乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。 一・二 (略) 三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）します。 四・五 (略)</p> <p>(2) 専任媒介契約約款 専任媒介契約約款</p> <p>(宅地建物取引業者の義務等) 第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。 一～五 (略) 2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。 一・二 (略)</p>	<p>一 標準専任媒介契約約款 標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(1) 専任媒介契約書 専任媒介契約書</p> <p>2 媒介に係る業務 乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。 一・二 (略) 三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）します。 四・五 (略)</p> <p>(2) 専任媒介契約約款 専任媒介契約約款</p> <p>(宅地建物取引業者の義務等) 第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。 一～五 (略) 2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。 一・二 (略)</p>

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 （略）

二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 専属専任媒介契約書

専属専任媒介契約書

2 媒介に係る業務

乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 （略）

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）します。

四・五 （略）

(2) 専属専任媒介契約約款

専属専任媒介契約約款

（宅地建物取引業者の義務等）

第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一～五 （略）

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 （略）

二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 専属専任媒介契約書

専属専任媒介契約書

2 媒介に係る業務

乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 （略）

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）します。

四・五 （略）

(2) 専属専任媒介契約約款

専属専任媒介契約約款

（宅地建物取引業者の義務等）

第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一～五 （略）

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 (略)

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 (略)

(報酬の受領の時期)

第9条 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを成立した契約の当事者に交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）した後でなければ、前条第1項の報酬（以下「約定報酬」といいます。）を受領することができません。

2・3 (略)

三 標準一般媒介契約約款

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 一般媒介契約書

一般媒介契約書

4 媒介に係る乙の業務

乙は、3に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 (略)

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 (略)

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 (略)

(報酬の受領の時期)

第9条 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを成立した契約の当事者に交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）した後でなければ、前条第1項の報酬（以下「約定報酬」といいます。）を受領することができません。

2・3 (略)

三 標準一般媒介契約約款

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 一般媒介契約書

一般媒介契約書

4 媒介に係る乙の業務

乙は、3に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 (略)

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書

面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）します。

四・五 （略）

(2) 一般媒介契約約款

一般媒介契約約款

（宅地建物取引業者の義務等）

第5条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一・二 （略）

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 （略）

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 （略）

（報酬の受領の時期）

第11条 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを成立した契約の当事者に交付（宅地建物取引業法第37条第4項の規定による提供を含みます。）した後でなければ、前条第1項の報酬（以下「約定報酬」といいます。）を受領することができません。

2 （略）

面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）します。

四・五 （略）

(2) 一般媒介契約約款

一般媒介契約約款

（宅地建物取引業者の義務等）

第5条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一・二 （略）

2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一・二 （略）

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、宅地建物取引士に当該書面に記名させた上で、これを交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）すること。

四・五 （略）

（報酬の受領の時期）

第11条 乙は、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、これを成立した契約の当事者に交付（宅地建物取引業法第37条第4項又は第5項の規定による提供を含みます。）した後でなければ、前条第1項の報酬（以下「約定報酬」といいます。）を受領することができません。

2 （略）

○国土交通省告示第五百八十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の九第四号の規定に基づき、標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一 (1)2三及び(2)第四条第二項第三号、二(1)2三並びに(2)第四条第二項第三号及び第九条第一項並びに三(1)4三並びに(2)第五条第二項第三号及び第十一条第一項中「第37条第4項又は第5項」を「第37条第4項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。